

高知工業高等専門学校教員会規則

制 定 昭和43年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校教員会（以下「教員会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教員会は、校務の円滑な運営に資するため、校長が意見を聴き又は連絡調整することを目的とする。

(組織)

第3条 教員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 校長

(2) 教授、准教授、専任の講師、助教及び助手

2 校長は、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

(会議)

第4条 教員会に議長を置き、校長をもって充てる。

2 議長は、教員会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。

(事務)

第5条 教員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、教員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年8月17日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。